第五条　理事会

ＴＪＵの最高の意思決定機関及び監督機関として、ＴＪＵ理事会（以下「理事会」という。）を設置する。

理事会は、十一人の理事から成るものとし、六人はトルコ共和国大統領によって任命され、また、四人は日本国政府によって任命される。理事は、任命の日から四年間在任するものとし、再任されることができる。ＴＪＵの学長は、理事会の正式な理事として理事会の会合に参加する。

理事会は、ＴＪＵに係る全ての学術上、財政上及び運営上の事項に関する内部規則を作成し、並びにこれらの規則を実施するための完全な権限及び責任を有する。理事会は、トルコ共和国の科学技術政策に従い、ＴＪＵの使命及び理念を決定する。

理事会は、ＴＪＵの入学者選考に関する規則及び方針について、世界の主要な大学における教育上の基準によるものと同等のものを定める。

第六条　設置準備事務局

ＴＪＵ設置準備事務局（以下「設置準備事務局」という。）を設置する。

設置準備事務局は、日本国及びトルコ共和国の公務員及び専門家から成り、理事会が設置されるまでの間、必要な事前の準備（募集、組織、調達その他の運営に関する事項についての計画案の作成及び関連する調整を含む。）を行う責任を有する。

理事会が設置された後は、設置準備事務局の機能は、ＴＪＵの運営事務局によって引き継がれる。

第七条　教育研究機構

ＴＪＵは、学部、研究科、研究所その他の組織から成り、初めに大学院から設置される。この協定の署名の日におけるＴＪＵの組織図は、この協定の署名の日に外交上の経路を通じて交換する。

理事会は、ＴＪＵにおいて新たな学部、研究科、研究所その他の組織を開設する権限を有する。

理事会は、ＴＪＵにおいていかなる既存の組織も閉鎖する完全な権限を有する。

理事会は、筆頭副学長、副学長、研究科長その他の教育研究上又は運営上の組織の長を任命する完全な権限を有する。

第八条　学長

ＴＪＵの学長は、理事会が提案した候補者のうちからトルコ共和国大統領が任命する。

ＴＪＵの学長は、任命の日から四年間在任するものとし、再任されることができる。

ＴＪＵの学長の候補者は、理事会が指名する。学長の指名の過程は、教育研究に関する特別調査委員会が管理する。

ＴＪＵの学長は、ＴＪＵの首席の管理職員であり、トルコの国内法令及び理事会が発出する規則に従って自己の任務を遂行する。

第九条　国際諮問委員会

学術的かつ戦略的な事項及びその他の全ての重要な事項について理事会に助言するため、国際諮問委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会の構成員については、学術上その他の経歴を有する傑出した者のうちから理事会が任命する。

第十条　ＴＪＵ財団

ＴＪＵの正規の予算に加えるための様々な収入が生ずる仕組みを通じてＴＪＵの継続的な発展を支援するため、ＴＪＵ財団（以下「財団」という。）を設置する。財団は、トルコ共和国の法令において公共の利益に係る地位を有する。財団は、その評議会によって管理される。トルコ共和国大統領は、財団の評議会議長を任命する。財団の評議会議長は、評議会の構成員のうちから評議会副議長を任命する。

第十一条　ＴＪＵと民間部門との間の連携

両締約国政府は、日本国及びトルコ共和国におけるＴＪＵと民間部門との間の連携を奨励する。この点に関し、両締約国政府は、ＴＪＵのための民間部門による任意の貢献を促進するために必要な努力を払う。

第十二条　雇用

ＴＪＵにおける全ての従業員は、契約に基づいて雇用される。給料及び報酬に関する規則については、他の主要な大学における基準と国際的に比肩するように理事会が定める。

雇用契約の最長期間及び類型については、理事会が決定するものとし、その決定は、学長に委任することができる。

学長その他のＴＪＵの全ての管理職員、教員、研究員及び職員に対しては、国籍に係る制限を課してはならない。

第十三条　職位

教授、准教授、助教、講師、助手等の教員の職位を付与するための規則及び原則は、理事会による承認を条件として、専らＴＪＵの教育研究評議会が定める。ＴＪＵが付与する教員の職位については、両締約国政府により、日本国及びトルコ共和国において同等の地位にあることを基本的に認められる。

第十四条　他の施設

ＴＪＵは、管理職員、教員、研究員、学生及び職員のため、その構内又は構外に住宅及び寄宿舎を有することが認められる。これらの施設は、私的に所有することができず、また、ＴＪＵに滞在している間に限り利用することができる。

ＴＪＵは、管理職員、教員、研究員、学生、職員及びこれらの家族のため、その構内にスポーツ施設、会議施設、レクリエーション施設その他の社会的又は文化的な施設及び買物のためのコンビニエンスストアを有する。

主としてＴＪＵの管理職員、教員、研究員、学生及び職員の子の教育上の必要のため、ＴＪＵの構内に幼稚園から高等学校までの学校のための施設を設置する。当該学校は、英語により指導を行う私立学校の地位を有するものとし、他の児童及び生徒の受入れについては、その余力がある場合には、認めることができる。

ＴＪＵは、産学連携を容易にし、並びに教員、研究員及び学生が先端技術事業における起業の手段を有することを可能にするため、ＴＪＵの構内又は構外にテクノパーク及び起業支援施設を有することが認められる。

施設（この条に規定するものを含むが、これらに限定されない。）の開発費は、ＴＪＵ又はトルコ共和国政府が負担する。

第十五条　効力発生及び終了

この協定は、この協定の効力発生のために必要な国内手続が完了した旨を両締約国政府が外交上の経路を通じて書面により通報した日のうちいずれか遅い方の通報の受領の日に効力を生ずる。

この協定は、十年間効力を有するものとし、その後は、いずれか一方の締約国政府がこの協定の有効期間の満了する日の遅くとも六箇月前までに他方の締約国政府に対し、この協定を終了させる意思を外交上の経路を通じて書面により通報しない限り、自動的に五年間ずつ延長されるものとする。

一方の締約国政府がこの協定の規定を遵守せず、かつ、両締約国政府が次条の規定に基づく協議を通じて問題を解決することができない場合には、いずれの締約国政府も、外交上の経路を通じて六箇月前に書面による通報を行うことにより、いつでもこの協定を終了させることができる。

第十六条　紛争解決

この協定の解釈及び適用に関して両締約国政府の間で生ずる紛争は、外交上の経路を通じて友好的な協議により解決する。

第十七条　改正

この協定のいかなる改正も、事前の協議の後、書面による両締約国政府の合意によって行う。

改正は、第十五条の第一文の規定に定める条件と同じ条件で効力を生ずる。

二千十六年六月三十日にアンカラで、ひとしく正文である日本語、トルコ語及び英語により本書二通を作成した。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国政府のために
岡浩

トルコ共和国政府のために
ユスフ・テキン